

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日が休日には、当そ)

二十六年厚生省令第二十六号) 第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十八年十二月二十二日	竹内クリニック	鳥取市新町二二二

鳥取県告示第千三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- ◆選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- 告示 都市計画法第六十六条による告示
- 告示 都市計画事業の認可
- 告示 土地区画整理事業の施行の認可
- 告示 都市計画用途地域の決定(二件)
- 告示 都市計画道路の変更(二件)
- 告示 都市計画事業の認可

告 示

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字上津黒字柳ヶナル四七二の二、字平木谷四七三の三

(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和

鳥取県告示第千三十六号)

鳥取県告示第千三十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月二十一日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石破 一朗

場	所	(面 方 メ ト ル)	用 途
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九七番一地先から同町莊字長瀬ノ前九七番二地先まで	道路敷	五五・三六	道路敷
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九四番地先から同町莊字長瀬ノ前九一一番一地先まで	道路敷	一五四・九八	水路敷
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九三番地先から同町莊字長瀬ノ前九三番地先まで	道路敷	二九二・三四	水路敷
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九二番一地先から同町莊字長瀬ノ前九二番二地先まで	道路敷	一六五・五四	水路敷
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九一一番一地先から同町莊字長瀬ノ前九一一番二地先まで	道路敷	九七・五一	水路敷
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九〇番地先から同町莊字長瀬ノ前九〇番地先まで	道路敷	二六・九九	水路敷
日野郡溝口町莊字清水田六五番一地先	道路敷	一二〇・七〇	水路敷
日野郡溝口町莊字清水田六五番二地先	道路敷	六三・〇八	水路敷
日野郡溝口町莊字秋末五一番地先から同町莊字秋末四五番地先まで	道路敷	一七九・六二	水路敷
日野郡溝口町莊字秋末五二番地先	道路敷	三〇七・四〇	水路敷
日野郡溝口町莊字秋末四五番地先	道路敷	五六・九七	水路敷
日野郡溝口町莊字秋末四五番地先	道路敷	四八・五九	水路敷
日野郡溝口町莊字秋末四〇番地先	道路敷	三・五〇	水路敷
日野郡溝口町莊字秋末四〇番地先	道路敷	二九・〇六	水路敷

鳥取県告示第千三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に

日野郡溝口町莊字秋末五三番一地先から同町莊字秋末四二番一地先まで	二二七・二七
日野郡溝口町莊字秋末四二番一地先	一九・一一
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九五番一地先から同町莊字長瀬ノ前九四番地先まで	一九・四三
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九五番一地先	四九・九四
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九一一番一地先	一六・二〇
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前九一一番二地先	三八八・八九
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前七三番一地先から同町莊字秋末四二番一地先まで	四二・〇三
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前七三番一地先	一二・四八
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前七五番地先から同町莊字長瀬ノ前七六番地先まで	一〇七・〇一
日野郡溝口町莊字秋末四五番一地先	四・七七
日野郡溝口町莊字清水田六五番一地先から同町莊字秋末五四番一地先まで	三六四・一三
日野郡溝口町莊字清水田六五番一地先	九〇・五三
日野郡溝口町莊字秋末三八番地先から同町莊字秋末三八番地先まで	一〇・一二
日野郡溝口町莊字秋末三八番地先	三五・九二
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前八四番一地先	九四・〇三
日野郡溝口町莊字長瀬ノ前八四番一地先	堤塘敷

基づき、新井土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の住所及び名称

岩美町浦富一〇三三番地二

岩美町農業協同組合

岩美郡岩美町新井一〇三番地

稻田 ちゑ子

岩美郡岩美町新井一四五番地三

尾崎 一夫

岩美郡岩美町新井一七五番地

渡辺 国義

岩美郡岩美町新井二六〇番地

村上 敏三

岩美郡岩美町新井二六四番地

河崎 成吉

岩美郡岩美町新井二七八番地

小山 政雄

岩美郡岩美町新井二五八番地

早瀬 秀雄

岩美郡岩美町新井二三一番地三

河崎 文男

岩美郡岩美町新井二六〇番地

村上 愛子

二 事業施行期間

昭和四十八年十二月二十五日から昭和四十九年十二月三十一日まで

三 施行地区

岩美郡岩美町新井字肱曲、字下棚田及び字棚田の各一部

四 土地区画整理事業の名称

新井土地区画整理事業

五 事務所の所在地

岩美郡岩美町浦富一〇三三番地二

岩美町農業協同組合

六 施行認可の年月日

昭和四八年十二月十八日

七 事業年度

昭和四八年年度及び昭和四十九年度

八 公告の方法

岩美郡岩美町浦富一〇三三番地二岩美町農業協同組合前に掲示する。

鳥取県告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、

鳥取都市計画用途地域を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次とのおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の

縦覧に供する。

昭和四八年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の決定に係る土地の区域
鳥取市及び国府町の市街化区域

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

二・一・五号福部堀越線

追加する部分

鳥取市覚寺字畦倉、字繩手、字西尾田、字拾上、字流田、字下丁
田、字砂田、字七反田、字庵ヶ崎、字砂見、字赤井山、字鐘鑄谷、
字弘法庵、字保治谷、字長谷及び字坂ノ上二並びに円護寺字北谷山
岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字宮ノ前、

字四ノ尾沢、字八ノ尾、字稻場、字森、字森崎、字法眼墳、字中所、
字日中、字粟田、字深田、字板塁屋敷、字峯谷、字笠取及び字深谷
変更する部分

鳥取市覚寺字賀露田

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

二

縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第十四二二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用

鳥取県告示第十四二三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用

する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・四号日吉津四軒屋線

追加する部分

米子市上福原字下大境、東福原字北原ノ五、字北原ノ六、字北原ノ七及び字北原ノ八、西福原字大向屋敷通悪水之西ノ参、字北原閑之式、字大向堂之北ノ式、字北原堀川端ノ式、字北原堀川端ノ參及び字堀川御建際並びに両三柳字御免地道西、字市庵道西及び字幸助道西

変更する部分

米子市二本木字浜田及び字下海川、皆生字上野浪新田、字沖河端、字上沖林、字中沖林、字東雁座、字西雁座、字小バエ及び沖大境、上福原字北浜新田之壱、字北浜新田ノ四、字北浜開及び北浜冲開、東福原字沖林ノ壱、字沖林ノ式及び沖林ノ參、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙、字堀川尻丙、字堀川尻丁、字堀川尻戊、字堀川尻己及び堀川中並びに両三柳字堀川、字平八通西、字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字御免地道東、字御免地道西沖、字新川西、字幸助道左右、字治平道左右、字忠

2

三・四・六号米子港両三柳線

追加する部分

米子市両三柳字三右衛門道西北

3

三・五・一号米子駅境線

追加する部分

米子市安部字清水尻灘、彦名町字流田川、字中通二、字中通三、

字中通四、字中通五及び中通六並びに葭津字壹里塚冲、字樹田、字中川灘、字後灘及び字浜道

変更する部分

米子市安部字清水尻中、字清水尻西及び字船入、彦名町字二番川、字三番川、字薬師下、字四番川中、字四番川、字澤、字神社前、字新堀道二、字流田川中、字流田川一、字乘越川、字高瀬川、字学校下一、字高瀬一、字大吉一、字藪中下一、字岩屋下一、字後藤川上一、字後藤川下一、字大谷下一、字中村下一、字堂ノ下通一、字古池通一、字古池通三、字古池通四、字古池通五、字古池通六及び字中通一、大崎字境中道西、字三拾間割、字六ツ割南中道西、字六ツ割北中道西、字大沢内下来南、字大沢川南伊平堀、字大沢川北久兵衛堀、字中通西善吉堀、字善吉後用水川北中道西、字大繩川南中道西、字大繩川道北、字大森下、字荒神前、字荒神川東、字荒神後及び字作兵衛川南葭津境、葭津字境目、字跡落、

次郎道西、字深池尻中通外、字深池、字山中庄助沖通、字三保向ノ一、字三保向ノ二、字山中六郎兵衛屋敷通、字高木灘道西、字山中新川、字文平沖通、字川崎境、字三柳境沖ノ壱、字大水落沖、字沖通り及び字矢倉灘道西並びに日吉津村日吉津及び富吉

字北跡落、字荒神前、字山下灘、字外堀前、字貫地田及び字宇志
呂並びに大篠津町字美保

削除する部分

米子市彦名町字大吉及び字古池通二並びに葭津字毫里塚、字葉
研山、字下口、字山下及び字西三子山
三・三・五号葭津和田町線

追加する部分

米子市葭津字跡落、字北跡落、字獣山、字四拾間割及び字正門

通、大崎字横山並びに和田町字西広場、字西美保、字東美保、字
横道西、字横道東、字東荒山、字高稻子、字元屋敷、字曲り沢、
字南高稻子、字イガラ沢、字堂前、字塙灘、字新川、字新川尻及
び字上松中東

縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第五十九条第一項の規定に基づ
き、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、
次のことおり告示する。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県告示第千四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第六十二条第一項の規定による
都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、
次のことおり告示する。

昭和四八年十二月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 二・一・二 富安宮ノ下線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市興南町、南吉方一丁目、富安、吉成、吉方及び吉方温泉四丁目

一 施行者の名称
東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市公園事業 第三・三・一号 いなり公園

三 事業施行期間

昭和四八年十二月二十五日から昭和四九年三月三十一日まで

四 事業地

東伯郡東伯町大字浦安字正免及び字天神ノ上並びに大字三保字下井尻
及び東井尻地内

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十八年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、四七九人